

大正・昭和初期における大規模鯨漁家の 漁夫雇用と経営の多角化

—北海道高島郡青山家を事例に—

服部 亜由未

I はじめに

- (1) 本稿の目的
- (2) 本稿の意義
- (3) 対象地域概観

II 大規模鯨漁家としての青山家

- (1) 青山家の漁家経営概観
- (2) 分析資料

III 漁夫雇入れ活動

- (1) 青山家の漁夫募集地域
- (2) 漁夫募集地域間の調整

IV 鯨漁業衰退期の状況と新規事業

- (1) 広域鯨漁家経営の利点
- (2) 新規事業

V 漁夫雇用と経営の多角化—まとめにかえて

I はじめに

(1) 本稿の目的

本稿は、近代北海道の経済に重要な役割を果たした鯨漁業について、その盛衰を実証的に考察する研究の一つである。具体的には、北海道高島郡における鯨漁業の衰退期¹⁾に、大規模鯨漁家青山家がいかなる経営を行ったかを、主に漁夫を雇用する面から検討する。

江戸時代後半から昭和30年代まで100年以上の長きにわたって、北海道や樺太における主要漁業は、鯨漁業であった²⁾。安定した漁獲量と本州からの肥料需要増加³⁾に加えて、

北前船に代表される海運業⁴⁾や港町⁵⁾の発達があったからである。

しかしながら、今日において鯨漁業はほとんど姿を消してしまった。鯨(本稿では北海道・サハリン系ニシンのことを指す)は産卵のために、3月末から5月にかけて北海道西海岸の浅瀬に近寄り、回遊する習性をもつ。その南下限界が、徐々に北へ移っていった。こうした鯨の移動は、明治維新期には顕在化し、東北地方からは鯨が見られなくなった。

図1に示すように、明治後期には鯨漁業が道南地方(渡島、檜山)で終焉し、昭和初期になると後志でも皆無漁の年が出始め、鯨の主要漁獲地域は後志以北から樺太に限定されていった。戦前、日本の最北鯨漁獲地域としての樺太には、多くの人々が向かった。ところが、1933・35(昭和8・10)年には亜庭湾内地方においても鯨不漁に陥ることとなる。この鯨不漁状況と人々の動向について、会田理人は『樺太日日新聞』の記事を材料に描いた。そこでは、地元住民の鯨豊漁への強い執着心が、行政や組合による不漁対策を阻んだとの指摘がなされている⁶⁾。

それでは、実際に各漁家は衰退期にいかなる状況に面し、対応をしたのであろうか。筆者は前稿で、高島郡の鯨漁業衰退期(大正・昭和初期)に焦点をあてて、中規模鯨漁家の南家を対象にし、その打開策を検討した⁷⁾。

キーワード：鯨漁業、漁家経営、出稼ぎ労働者、北海道、大正・昭和初期

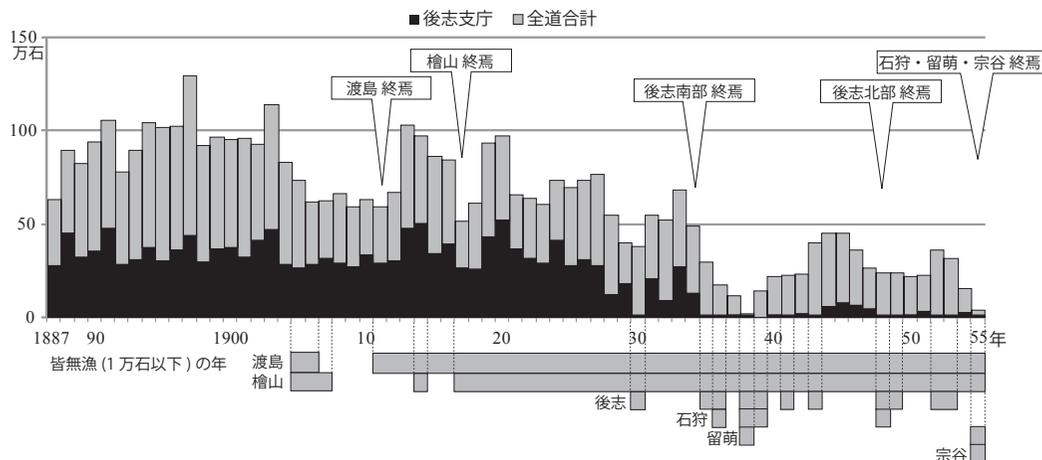


図1 春鯉漁獲量（1887～1955年）

資料：①北海道立水産試験場『北海道春ニシン統計資料第3号』1956（中央水産試験場集計・提供）。

②今田光夫『ニシン漁家列伝—一百万石時代の担い手たち』幻洋社，1991，附表2「郡別春鯉漁況変動」。

注1）北海道合計漁獲量に占める，後志支庁の合計漁獲量を黒色で示す。

注2）各支庁（後志支庁のみ南部と北部に区分）の鯉漁業終焉期は，資料②における「来遊途絶年」を参考に示す。

注3）各支庁の合計漁獲量が1万石以下の年を，皆無漁の年とする。

そこでは，経営者自ら秋田へ出向いての漁夫雇用，樺太での鯉購入，他漁業への進出，さらには賃貸業，湯屋業等の副業に力を入れたことが明らかにされた。

ところが，課題として，中規模鯉漁家の一事例では，鯉漁業盛衰史の一面を捉えただけにとどまり，衰退期における鯉漁家経営の全貌を明らかにするには不十分であった。そこで，本稿では，衰退期という時期設定を変えずに，同時期を生き抜いてきた大規模鯉漁家青山家の経営活動を考察することによって，より一般性を高めることにする。

(2) 本稿の意義

北海道全域には，表1に示すように，1931（昭和6）年の段階で規模の異なる901の定置網鯉漁家が存在した⁸⁾。これを領域・規模別に分類すると，a.小規模鯉漁家：1統のみ，b.中規模鯉漁家：一町村のみに2統以上，c.大規模鯉漁家：複数町村に2統以上となる⁹⁾。漁家を規模別に検討した『留萌漁業沿革史』では，大規模鯉漁家や刺網漁家よりも

表1 鯉定置網漁業権数と漁家数（1931年）

漁業権を複数町村に所有 (大規模鯉漁家)		漁業権を一町村のみに所有 (中・小規模鯉漁家)	
漁業権数	漁家数	漁業権数	漁家数
39統	1	(中規模)	
38統	1	21統	1
37統	1	18統	1
28統	1	15統	1
22統	1	14統	1
20統	1	13統	2
19統	1	12統	1
16統	2	11統	5
15統	1	10統	1
12統	3	9統	4
11統	2	8統	2
10統	1	7統	6
9統	4	6統	14
8統	6	5統	14
7統	7	4統	35
6統	7	3統	71
5統	7	2統	180
4統	12	計	339
3統	21	(小規模)	
2統	19	1統	463
(大規模)計	99	(中・小規模)計	802
		総計	901

資料：北海道産産部水産課編『鯉定置漁場漁獲高調 自後志支庁管内至宗谷支庁管内（自大正十一年至昭和六年）』1931。

注）漁業権の所有者名が一致するもののみを同一漁家としたため，血縁者により分割して漁業権を所有し，多数の漁業権を有した漁家の存在も考えられる。

中規模鯧漁家は、概して儉約家であり、経営は安定していたと評価するが¹⁰⁾、経営内容の詳細は検討されていない。同書によって、中規模鯧漁家よりも不安定と評価された大規模鯧漁家は、いかなる経営を行ったのであろうか。大規模鯧漁家は、1931年時点で、漁家数自体は99と少ないものの、彼らの持つ総漁業権数677統は、全体の約30%を占めた。また、多くの漁家が、北海道資産家一覧等に名を並べていた¹¹⁾。それゆえ、大規模鯧漁家の没落は、鯧漁業界のみならず、市町村、北海道の経済にも大きな影響を与えたと考えられる。

大正・昭和初期における鯧漁家経営を考える上で重要な事項として、①漁夫雇用、②衰退する鯧漁業への対応の2点が挙げられる。これには、以下の理由がある。

定置網漁では、1統に約30人の漁夫が必要であり、漁期前に必要な人数を確保することは、漁家にとって必須の業務項目となる。鯧漁業の労働力は、漁場周辺のみではならず、他地域からの出稼ぎ者に依存した¹²⁾。玉真之介によれば、第一次世界大戦後から昭和恐慌までは、「雇用主による漁夫争奪戦が展開され」、「出稼ぎ人有利の需給関係」であったという¹³⁾。さらに、出稼ぎ者の動向を見れば、出稼ぎ者の流れは決して安定したものとは言えない。筆者による出稼ぎ者個人の活動の分析¹⁴⁾からも、彼らの出稼ぎ先は常に同じではなかった。出稼ぎ者は、予想鯧漁獲量、漁獲量によって変化する収入の多寡、漁場の対応等に応じて、限られた選択肢の中から就労地を選んでいった。したがって、鯧漁家には、他の漁獲地域・漁場を意識しながら、漁夫を引寄せることが求められた。

②に関しては、前節でも触れたが、鯧漁獲量のほぼ安定した隆盛期から、衰退期へと移る転換期に、いかにして経営を成り立たせるかが、鯧漁家の存続に関わると考えられる。図1に示すように、後志支庁は、全道内に占める鯧漁獲量の割合が高かったものの、1930

(昭和5)年に初めての鯧皆無漁を経験した。以後、1930年代に5回の皆無漁が見られた。漁獲場所が定められた定置網漁法では、鯧とともに移動することは容易ではない。なぜなら、漁業権を所有する海域でしか網を建てるのが許されず、陸域の作業範囲(粕干場等)も定められていたからである。北部の漁業権を得て広域的に経営する漁家も存在したが、経営が成り立たなくなった多くの漁家は、漁業権を売却、譲渡しなければならなかった¹⁵⁾。漁業権を失った者は、定置網漁の労働者の道を選ぶ者もいた¹⁶⁾。

以上より、本稿では、前稿の中規模鯧漁家の事例との比較検討に向けて、同地域(北海道高島郡)の大規模鯧漁家に焦点をあて、鯧漁業衰退期にどのような対応策を練ったかを考察する。衰退期の鯧漁家経営への理解を深めることで、経済的危機への対応力を学ぶことができよう。

(3) 対象地域概観

対象地域の高島郡高島町(図2)は1869(明治2)年の国郡制設定により、後志国の1郡として成立するまで、高島場所と呼ばれていた¹⁷⁾。江戸時代初期の高島場所は、松前藩士蠣崎嘉蔵の知行地¹⁸⁾であったが、1667(寛文6)年より近江商人の西川伝右衛門がそこを請負い、1869年に場所請負制度が廃止されるまで西川家が引継いだ。高島場所に和人が定住し始めたのは、安政年間(1854~1859年)以降と言われている。青山家はこの頃に移住し、明治初期の漁業改革をきっかけとして、漁業権等を集約し、富を蓄えた¹⁹⁾。

明治期、隣接する小樽郡は道内へ運ばれる物資の積上げ港として、高島郡は有数の鯧漁獲地として栄えた。しかしながら、鯧漁業によってもたらされた繁栄は、いつまでも続くわけではなかった。鯧の北上に伴い、北海道西海岸沿岸域は、漁獲量がある地域とない地域に分かれていった(図1)。高島郡を含む後

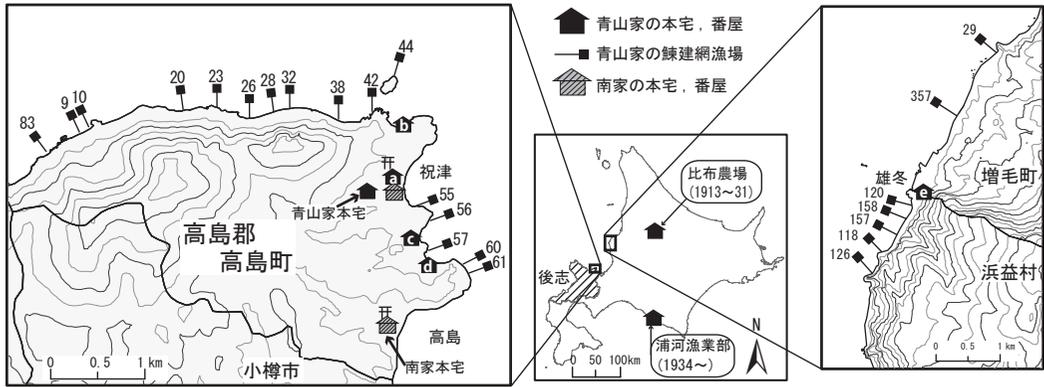


図2 対象地域図

資料：①（青山家の高島町における鯨建網漁場位置）山田健「高島郡祝津村青山家における鯨建網漁場の変遷過程—一行成網漁場から角網漁場への転換期を中心として—」北海道開拓記念館研究報告19, 2006, 1-50頁。
 ②（青山家の浜益村・増毛町における鯨建網漁場位置）北海道立文書館所蔵「[北海道沿岸漁場図]増毛郡四枚之内第壹号」Ma-1/5035, 「[北海道沿岸漁場図]浜益郡4枚之内第4号」Ma-1/5034。
 ③（青山家の本宅、番屋位置）三浦泰之「青山家の一年—1916（大正5）年の漁場経営とその周辺をめぐる—」北海道開拓記念館研究報告19, 2006, 51-70頁。
 ④（南家の本宅、番屋位置）服部亜由未「大正・昭和初期の鯨漁業の衰退にともなう漁家経営の変容—北海道高島郡南家を事例に—」人文地理63-4, 2011, 303-323頁。
 注1）鯨建置網漁場番号は表2の定置網漁場番号と対応する。
 注2）番屋名 a.元場, b.出張, c.島萌, d.豊井, e.雄冬。

志支庁管内は、戦後の小回復を最後に全く漁獲のない終焉期を迎えた。他方、留萌沿岸以北では1955（昭和30）年頃まで、ある程度の漁獲量があった。すなわち、本稿で対象とする時代（大正・昭和初期）においては、まさに対象地域（高島郡高島町）の鯨漁獲地域としての地位がゆらぐ時代であった。北の豊漁地域の存在に対し、どのように鯨漁業を行っていくかという経営戦略が求められる時代であったと言えよう。

以下、対象とする青山家と資料について概観し（Ⅱ）、本論で、経営活動の側面、漁夫雇用について漁夫募集活動のやりとりを示し（Ⅲ）、高島郡の鯨漁業衰退期に、青山家はどのような経営を行ったのかを検討する（Ⅳ）。最後に、得られた知見をもとに、経営規模の違いと大正・昭和初期の鯨漁家経営を総括する（Ⅴ）。

Ⅱ 大規模鯨漁家としての青山家

（1）青山家の漁家経営概観

青山家の鯨漁業の基礎は、青山留吉により形成された。留吉は、1836（天保7）年山形県青塚村（現、山形県遊佐町比子青塚）に生まれ、1859（安政6）年に船で蝦夷地へ渡り高島場所の寺田九兵衛の雇人となり、1867（慶応3）年には刺網による本格的な鯨漁業をはじめたと伝えられる²⁰⁾。1869年に場所請負制の廃止、1876（明治9）年に漁場の制約が開放されると、留吉も建網漁場を取得した。その後の青山家所有漁場の集積過程については、山田健²¹⁾によって整理された。青山家は、1886年には高島郡に15統の漁場を所有する有数の漁家へと成長した。1880年代には留吉の監督のもとで、2代目政吉が経営を取り仕切り、留吉は1908（明治41）年には祝津の経営を政吉に譲り、遊佐の本宅で隠居生

活を始めた²²⁾。1915(大正4)年には祝津の鯨建網漁場名義が留吉から政吉に変更され、1931年に3代目民治、1943(昭和18)年には4代目馨へと継承された²³⁾。

図2に示すように、青山家は高島郡高島町祝津(以下、祝津)に本宅と4つの番屋(元場、出張、島萌、豊井)を、浜益村と増毛町にまたがる雄冬に1つの番屋²⁴⁾をもち、鯨漁業の拠点とした。番屋とは、数統分の漁夫が漁期中、一緒に寝泊まりをする建物を称し、100人以上収容する場合もある。北海道庁産業部水産課による鯨定置網漁場の漁獲高調査(表2)によれば、同家は、1922(大正11)年から1931年には鯨定置網漁場を祝津内に16統(うち、2統は半分の権利)、雄冬に7統所有していた。1930年は高島郡全体が鯨皆無の年であり、祝津の全統で漁獲は見られない。他の年については、毎年、14統以上で鯨漁業を行うものの、数統を休業させていたと考えられる。鯨漁業以外にも、青山家は小樽市内で土地(宅地・畑)を貸し、1913年からは上川郡比布村(現、比布町)で農場(水田)を経営した²⁵⁾。

(2) 分析資料

本稿では、主に北海道開拓記念館所蔵の青山家資料²⁶⁾を用いる。本資料は、青山家漁家住宅を北海道開拓の村に移設・復元するにあたり、青山家から寄贈された。漁業・生活関係の実物資料や、幕末から昭和期にいたる文書資料が含まれており、北海道開拓記念館の学芸員によって、さまざまな方向から調査、研究がなされている²⁷⁾。特に、大量の便箋複写簿、葉書複写簿、書簡類は、人々のやりとりが復元できる貴重な資料であり、一部は小林真人、三浦泰之、山田伸一によって紹介された²⁸⁾。

北海道開拓記念館学芸員による研究は、2006年に『鯨漁場から見た北海道の近現代史—鯨場親方青山家資料の分析を通して—』を

まとめたことにより、区切りがつけられた²⁹⁾。しかしながら、同書の「おわりに」で挙げられた課題についても、まだ未解明のまま残されている。本稿で検討する漁夫募集についても同様である。

次に、青山家の漁夫募集に関する先行研究と課題について述べる。三浦泰之³⁰⁾は、1916年の漁夫募集地域を「漁場日記」や募集従事者が携帯した「便箋複写簿」から特定した。寺林伸明³¹⁾は、1924(大正13)年(北海道については1925年)の募集地域を「漁夫募集帳」から整理し、「昭和四年度漁夫募集費及び下道費」から1928(昭和3)年の漁夫募集活動経路を追った。両者の結果を見れば、1916年と1924年との漁夫募集地域は一致していない。したがって、浅野敏昭³²⁾や筆者³³⁾が報告した中規模鯨漁家の事例と異なり、青山家では、毎年同じ地域から漁夫を集めたわけではないと予想される。それでは、いかなる漁夫募集体制のもと、漁夫募集地域が変化したのであろうか。三浦、寺林の研究は、一時点の漁夫雇用を示したに過ぎず、青山家の大正・昭和初期の漁夫雇用が明らかにされたとはいえない。そこで本稿では、「漁夫募集帳」が連続する1920~1925(大正9~14)年の漁夫雇用を再検討することで、漁夫雇用の体制や生じた問題を示し、募集従事者等のやりとりから問題への対応を示す。

Ⅲ 漁夫雇入れ活動

(1) 青山家の漁夫募集地域

鯨漁業の定置網には、1統に20~30人の漁夫を要する。前稿で扱った南家は、毎年約80人の鯨漁夫を全て秋田県山本郡から雇った³⁴⁾。南家に対し、同時代における青山家の漁場統数は、表2に示すように、毎年14統以上で鯨漁業を行ったため、少なくとも280人の漁夫を雇ったことになる。それゆえに南家の事例のように、山本郡のみで、全ての漁夫を雇用することは困難であった。

表2 青山家の鯨定置網漁場および漁獲高（1922～1931年）

(石)

	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年
高島鯨定置網漁場番号										
61	—	200	—	320	—	140	50	—	—	—
60	75	—	4	—	130	—	—	87	—	—
57	48	300	—	—	200	—	4	148	—	192
56	89	200	72	282	—	108	—	136	—	—
55	28	290	25	318	150	154	1	—	—	272
44(炭木家と半分)	205	250	320	366	92	297	30	154	—	264
42	253	720	300	514	200	100	30	144	—	440
38	128	750	291	270	280	65	3	174	—	456
32	121	525	300	500	300	262	10	90	—	424
28(南家と半分)	141	200	235	526	500	134	4	163	—	416
26	250	650	330	500	400	281	10	167	—	472
23	205	450	190	360	240	72	5	178	—	496
20	139	450	229	320	280	220	3	94	—	416
10	128	420	120	360	80	106	—	10	—	—
9	64	200	99	330	113	—	2	—	—	—
83	192	—	346	—	240	125	—	100	—	—
浜益鯨定置網漁場番号										
120	203	110	154	243	187	—	—	—	—	150
158	203	110	154	243	187	500	280	40	465	—
157	203	110	154	243	187	500	370	440	495	150
118	203	110	154	243	187	500	370	440	495	400
126	203	110	154	243	187	500	370	440	495	150
増毛鯨定置網漁場番号										
29	44	32	393	—	—	320	—	500	—	—
357	416	256	192	304	80	—	700	—	700	—

資料：北海道廳産業部水産課編「鯨定置漁場漁獲高調 自後志支庁管内至宗谷支庁管内（自大正十一年至昭和六年）」1931。

注1）—は、漁獲なしまたは休業漁場を示す。

注2）本資料には1931年時点の漁場所有者名が記されており、1922年から漁場所有者が変更した可能性も考えられる。ただし、青山家資料17「諸願届写綴」、21「要路事綴」や山田健によれば、1922～1931年にかけて青山家の漁場数に変更はないため、23統（内、2統は半分）の漁場は青山家所有と考える。山田健「高島郡祝津村青山家における鯨建網漁場の変遷過程—行成網漁場から角網漁場への転換期を中心として—」北海道開拓記念館研究報告19, 2006, 1-50頁。

注3）浜益鯨定置網漁場に関し、5統とも漁獲高が同値となっているため、5統の平均値を以って全てに当てはめた可能性も考えられる。

先述したように、1920年代は漁夫争奪戦の時代であった。こうした状況の中、青山家は毎年3月の鯨漁業開始に向けて、どのように必要数の漁夫を集めたのだろうか。これを明らかにするために、まず、漁夫募集地域（漁夫の出身地域）を確認する。

青山家資料には、1920～1925年分の漁夫に関し、漁夫募集地域ごとに「漁夫募集帳」としてまとめられた資料がある³⁵⁾。祝津漁場の分が北海道、南部（青森県）、秋田県と3冊にわかれ、青山雄冬漁場の分は1冊にまとめられている。それらには、漁夫の氏名、住所、生年月日、給料、前金が記載されている。祝津漁場の「漁夫募集帳」が3冊にわけられていることから、青山家は複数地域において漁夫を募集したことがわかる。これは、秋田県山本郡のみから雇った南家の状況とは、大きく異なる。

それでは、北海道、南部、秋田県の3地域から一定人数の漁夫を各村から万遍なく雇ったのであろうか。ここで、さらに詳しく漁夫の出身地域を検討する。先述したように、1924年の秋田および南部、1925年の北海道の漁夫に関しては、寺林³⁶⁾が明らかにした。ただし、残念ながら1年のみの事例であり、経年変化を捉えることはできない。また、北海道内については、他地域と年代が異なり、1925年の事例を示す。これは、単に資料の欠如ゆえではなく、漁夫雇用の観点からも重要な事情があった。この点については後述する。

1920～1925年の6年間に青山家の鯨漁業に従事した漁夫の出身地域は、図3のとおりである。郡レベルでは、北海道は亀田郡・上磯郡（図3-a）、青森県は上北郡・三戸郡（図3-b）、秋田県は南秋田郡・山本郡（図3-c）の合計6郡から2,189人、全漁夫2,279人の96%を雇った。なかでも、秋田県南秋田郡からは毎年200人前後の漁夫が青山家に来た。郡ごとの延べ人数で比較すると、南秋田郡にウエイ

トがおかれたが、その南秋田郡内に目を移してみれば、各村から毎年同じ人数の漁夫が来てはいなかった。たとえば、6年間で最も多くの漁夫が来た天王村では、1920年53人、1921年23人、1922年41人、1923年74人、1924年76人、1925年81人であり、1921、22年で減っている。他方、天王村の減少を埋め合わせるかのように、湯西村では1920年の4人から1921年33人、1922年28人と増えている。この傾向は、青山家で働く漁夫が、毎年同じ者ではないことを表す。実際に、1920～1925年において、南秋田郡内で628人の漁夫が1回のみ単発出稼ぎ就労であり、これは南秋田郡全漁夫数873人の71.9%におよんだ。それに対して、6年間続けて青山家へ来た南秋田郡内の漁夫は6人にすぎなかった。他郡も同様の傾向を確認でき、1920～1925年の6年間に毎年出稼ぎした者は14人、これは青山家全漁夫1,614人の0.9%にすぎなかった³⁷⁾。

(2) 漁夫募集地域間の調整

前節で見たように、青山家は南家と異なり、漁場統数の多さに比例して、複数の漁夫募集地域が存在しており、主に1道2県の6郡にまたがる地域から漁夫を雇った。しかし、複数の募集地域を確保さえすれば、簡単に漁夫が集まったわけではない。前節で示したように、毎年同じ漁夫が来るとは限らず、一定の人数を確保できる保証はどこにもなかった。

それでは、青山家は鯨漁業の操業に向け、必要な漁夫をいかにして確保したのであろうか。本節では、漁夫募集活動を確認した上で、募集活動に関わった者（経営者、募集従事者、船頭、組合等）による書簡のやりとりから、遭遇した難問にどのように対応したかを検討する。

1) 一連の募集活動

まずは、書簡等から、1922年春の鯨漁業に向けた一連の募集活動について整理する。募

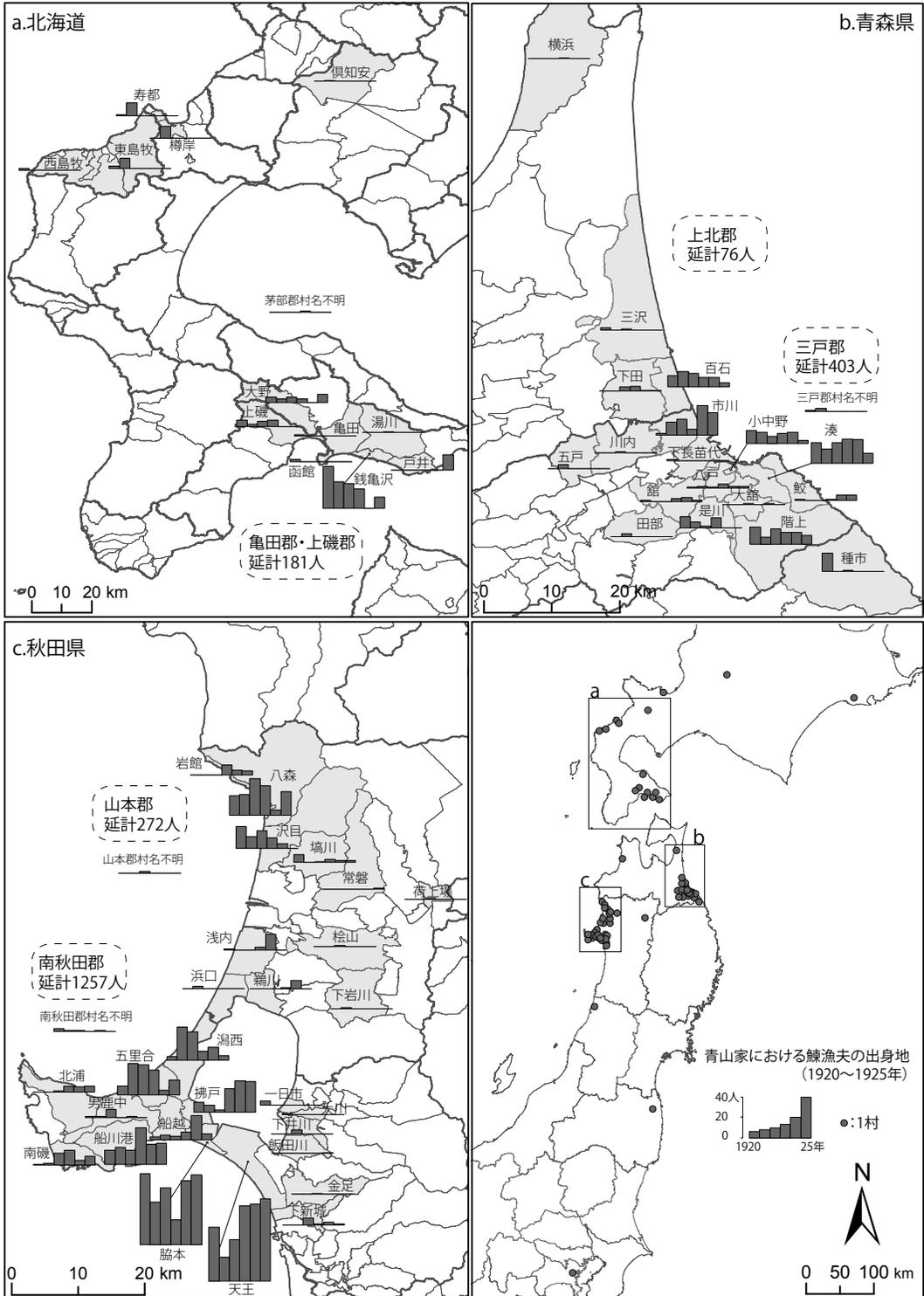


図3 青山家における鯨漁夫の出身地

資料：青山家資料689~694, 1615~1616「漁夫募集帳」。

集活動のキーパーソンとなる者は、前節で述べた毎年青山家で働く漁夫であり、彼らが各郡に存在することが重要となる。5年乃至6年間続けて青山家に来た者は、亀田郡（1人）、三戸郡（10人）、上北郡（1人）、南秋田郡（25人）、山本郡（3人）にわかれていた。

漁夫募集活動は、前年の1921（大正10）年11月から始まる。1921年11月26日、青山政吉が三戸郡の戸田仁太郎・石橋福松・藤谷松太郎、南秋田郡の加藤勘三郎、山本郡の熊谷石五郎へ漁夫雇入れに向けて、出張日取りを相談した。熊谷へ宛てた書簡が以下である。

拝啓時下寒冷ノ節ト相成リ申候処御貴殿益々御精祥大賀候就而本年度漁夫雇傭期モ切迫仕り十二月廿日過ぎ迄ニハ御地方ニ出張仕り度キ予定ニ之有リ候然レバ右期日前後ニテモ御貴殿等ノ御考ヘニテ雇入レニ宜敷キ時期ヲ計リ御通知相成り度ク候 尤モ雇入レベキ人員ハ八十名ノ予算ニ之有リ候ヘバ其御積リニテ各幹部連ニ御通知下サレ御手配下サレ度ク御願ヒ申上候 何レトモ御地方ヘノ近状御通知下サレ度ク右御依頼迄デ申上候余ハ後便ニテ申可候 匆々
十一月廿六日 青山政吉
熊谷石五郎様³⁸⁾

政吉は、郡別の雇入れ予定人数を知らせ、熊谷等から幹部連へ通知し、漁夫を手配するように依頼した。この書簡から、5人の下にさらに幹部連が存在し、彼らに対しての連絡は政吉が直接行うのではなく、5人が行うことを読み取ることができる。なお、12月には亀田郡の川村沢蔵、上磯郡の小松松蔵、上北郡の西館福松へも雇入れに向けて同様の書簡を政吉から送付した。このように、漁夫募集地域に居住し、経営者から漁夫を集めておくよう連絡を受ける漁夫のことを、本稿では「^{かしら}頭」と呼ぶ。頭は、鯺漁業期間中に「船頭」の役

職に就く場合が多い³⁹⁾。

出張前の12月21日に、政吉から頭へ、良さそうな漁夫には予め口約束するよう伝えた上で、募集従事者は出張した⁴⁰⁾。1921年の募集従事者は、南部行きが佐藤弥惣治、秋田行きが角三次郎と青山岩蔵、北海道行きが高山伊三郎であった⁴¹⁾。また、1月3日に民治が⁴²⁾、1月6日までに政吉も南部へ向かった⁴³⁾。募集従事者は出張時に使用した費用を各々「漁夫募集精算書」に書き留め、帰祝後に合算した。1923（大正12）年から1929（昭和4）年における青山家の漁夫募集を「大正十二年若者募集経費」から整理した寺林⁴⁴⁾の結果をふまえれば、毎年同じ募集従事者が決まった土地へ行くとは限らない。また、書簡のやりとりからは、状況に応じて募集地を移動している様子も読み取ることができる。

書簡の差出住所によれば、南部では三戸郡小中野村の浪打旅館を、秋田、道南では頭に加藤家（脇本村）、川村家（銭亀沢村）を拠点としていた。募集従事者は、各地域における高島郡もしくは浜益郡・増毛郡の鯺漁場行き給料相場を考慮しながら、漁夫や炊事婦と契約を結ぶ仕事に加えて、前年の貸付金をまだ返済していない者から金を徴収するために各地を回った。

募集従事者は、予定人数分の契約が済むと祝津に戻り、漁夫を迎える準備をした。したがって、多数の漁夫をいかに安く、確実に漁場まで連れて行くかは、頭に任されていた。

1月24日には三戸郡の頭に対し、団体割引を適用させるために、「本年度漁夫輸送ニ関シ鉄道院ニ団体申込ミ⁴⁵⁾」をするよう指示が出された。50人以上で団体申込をすれば、乗車賃が4割引となった。また、1922年より、労務者出発届を出稼ぎ者出身地域の警察庁宛に、労務者乗船届を青森港で乗船の際に（または青森水上署長宛に）、さらに上陸届を函館上陸の際に函館警察署長宛に提出することが義務付けられた。2月3日には、3通の届

書を各団体の漁夫輸送責任者（三戸郡は戸田，上北郡は西館，亀田郡は川村，上磯郡は小松）宛に送付した。その後，旅費を銀行為替にて送り，北海道の漁夫は2月25，26日中に，南部および秋田の祝津漁場行きは2月27，28日中に出発し，雄冬漁場行きは3月2日⁴⁶⁾に青森港を出帆し，漁場へ向かった。

2) 漁夫募集に関わる問題への対応

順調に漁夫が集まることは少なく，頭，募集従事者，経営者はさまざまな対応を強いられた。本節では彼らのやりとりから，①漁夫募集地域における給料相場の変動，②頭の出稼ぎ不参申出にどのように対応したかを示す。

①給料相場の変動

1924年は，北海道南部の漁夫を雇っていない(図3-a)。それは以下の事情による結果であった。

1924年の鯧漁業に向けても，例年の通り11月末に頭へ願入れ，1月には募集従事者を出張させていた。しかし，この年は亀田郡の最低給料が高く定められ，毎年，亀田郡から1統分(30人)を雇っていた青山家は予定がくってしまった。当地で募集活動を行っていた高山伊三郎は，1月5日に祝津の元場へ電報を出した。元場からは，値段が高ければ南部地域にいる青山嘉吉と相談をし，亀田郡での採用をやめて帰るよう指示が出たため⁴⁷⁾，高山は指示に従い，南部へ電報を打った⁴⁸⁾。結果を次の日に元場へ伝えたところ，「100エンヨリタカネナラナンブ ニウチアハセカヘレ⁴⁹⁾」と電報が届き，1月8日には，元場および南部へ電報を打って帰った⁵⁰⁾。祝津に帰宅後，亀田郡からの雇入れを止めた旨を，亀田郡の川村沢蔵へ伝えた書簡の一部が以下である。

(前略) 本年貴地の意外なる高値の爲め自然二手扣へと云ふ事二相成り状況申上げ多少なり雇入れる様申上げ候も何分二

も金の事二候へば，如何とも致し堅く誠に残念の至り二は候へど，本年は雇入見合せと決定せられ候二付き何卒御承知願上候，然れ共も明年度二於ては是非又出張御世話二相成る事二候へば，若者の方二は御貴殿様ヨリ宜敷く御話し置き下され度く願上候(後略)⁵¹⁾

今年募集を断念したものの，来年はまた雇入れる予定であり，漁夫達によく伝えるよう願っている。実際に，亀田郡における漁夫雇用数は，1923年22人だったものが，1924年は0人となり，翌年の1925年には再び34人が雇われた⁵²⁾。ただし，銭亀沢村の漁夫は減少し，その分，戸井村から15人の漁夫が新しく来た(図3-a)。また，1923年，1925年の両年ともに参加した者は，佐藤政吉(大野村)，淵沢辰次郎(銭亀沢村)の2人のみであり，大野村や銭亀沢村の漁夫はほとんどが新しい者であった。

1924年度における他地域出身の青山家漁夫の給料は，最高147円，最低60円の平均97.6円であった。亀田郡では，他地域に比較して，例年高く給料が設定されていたようであるが，それでも，前年度の亀田郡における青山家漁夫の給料は，最高83円，最低76円の平均82.3円だった。したがって，1924年度の他地域の給料や，前年度の亀田郡の給料に対し，1924年度の最低給料が100円以上に定められたことを受け，青山家が亀田郡からの雇入れを拒んだのは理解できよう。

以上より，1924年に北海道出身者が雇われなかったのは，資料の欠如ではなく，高い給料相場に対応し，募集地域を急遽変更したためと結論づけられる。

②頭の不参申出

1) で見たように，青山家では頭が募集地域内で年明け前から漁夫に声をかけ，後に募集従事者もしくは経営者が契約する方法をとった。つまり，頭は漁夫集めの核となる人

表3 青山家と南家に就労した山本郡出身漁夫

漁夫名	青山家における就労年(給料)	南家における就労年(給料, 役職)
芹田興市	1921(66円), 1922(97円)	1918(40円), 1923(72円)
児玉幸之助	1922(75円)	1922(夏網より), 1923(70円), 1924(81円)
堤力蔵	1923(55円)	1925(90円), 1926(83円), 1927(78円), 1929(67円, 磯船乗), 1930(65円, 磯船乗), 1931(43円, 磯船乗), 1932(31円, 磯船乗), 1933(40円, 船頭手伝), 1936(不明, 磯船乗)
藤田勇吉	1923(63円)	1924(75円), 1925(不明), 1926(84円), 1929(66円), 1930(64円)
芹田力蔵	1929(不明)	1928(57円)
芹田利市	1929(不明), 1931(前金43円)	1926(78円), 1928(67円)

資料：①青山家資料「漁夫募集帳」, 「要路事綴」。

②南弥太郎家文書「漁夫雇人貸付帳」, 「鯪漁夫給料前金調綴」。

注1) 各資料を元に漁夫情報(属性, 給料等)をデータベース化した上で, 氏名, 住所(字名まで), 生年月日が一致する者を同一人物とみなした。

注2) 6人とも青山家において就労した際, 役職に就いていないため, 青山家の役職は省略する。

物である。

ところが, 1922年末に山本郡の頭である熊谷石五郎が次の鯪漁業には青山家で働かない意向を示した。熊谷は, 青山家の鯪漁業に長年従事し, 船頭の役職についていた。1922年の鯪漁業において, 九一金⁵³⁾の配分に不正があったことを, 他の漁夫に申し訳ないという理由のもと, 1923年春は「不参」の意向を示した⁵⁴⁾。「当年ハいちわり(筆者注:偽り)者と相成候へ共も明年ヨリ正直の人と相成度くと考ひ明春ハ是非共も外の漁場へ参り度く候」と, 1923年のみ他の漁場へ行く旨を伝えてきた。そこで, 青山民治は同郡のもう1人の船頭である松岡清八郎に, 熊谷と面談し, 「是非当方二出稼ギ出来得ル様」に説くことを依頼した⁵⁵⁾。加えて, 募集従事者の角三三郎にも, 秋田行きの募集活動日を早めさせ, 12月10日に小樽を出立, 12日に八森村で80銭の「石五郎へ土産物」を購入し, 熊谷と話すように命じた⁵⁶⁾。その結果, 1923年も熊谷は雄冬船頭として就労することになった。

3) 他漁家の存在

熊谷については, 同郷の松岡清八郎や, 募集従事者の角三三郎による説得の甲斐もあり, 無事に解決した。しかし, この件は他の地域へも飛び火した。上北郡の頭である西館

福松が, 1922年を最後に青山家に来なくなった。西館は, 先に述べた熊谷不参の話聞き, また, 他の理由もあわさって, 雄冬行きを止めると言いだした。西館と話し合った募集従事者の青山綴夫が, 茨木家の船頭に相談した結果を11月27日に青山家へ送っている。その手紙によると, 茨木の船頭に頼めば, 15人位は雇入れることができると言う⁵⁷⁾。このように, 漁夫集めの頼りであった頭の不参加表明に対面した際, 他漁家の船頭に頼み, 漁夫を集める選択肢もあったことは特筆すべき点であろう。

他にも, 遭難時の救助に対する御礼の書簡の授受が数多く残されていたことから, 同地域内の漁家間には, 協力体制が存在したことが確認できる。

他方, 青山家と南家の漁夫名簿において同一人物と推定される者⁵⁸⁾, すなわち, 両漁場に働きに行ったと確認できる者は, 6人存在した(表3)。6人の就労年を見るに, 最初に就労した漁場は一致しておらず, 一方の漁場に不都合があったという理由は考えられない。また, 堤力蔵を除き, 役職の無い一般漁夫である。堤の場合も, 17歳の時に青山家で働き, その後, 南家に変更した時点では一般漁夫であり, 1929年から役職者となった。し

たがって、移動時点では、全員が一般漁夫であったと言える。彼らが漁場を変更した理由は、さらなる検討を必要とするが、一般漁夫が同一地域内の漁場を変えて就労している点は興味深い結果である。

IV 鯨漁業衰退期の状況と新規事業

鯨漁家は、雇用漁夫に対して、契約時に給料の約8～9割の前金を支払い、漁期終了後に給料の残りから漁期中に貸した金額を差し引いたものと帰りの旅費を支払わねばならない。これらの費用は、その年の売上収入で支払い、また、利益が生じれば、手当(九一金)も支払う約束であった。青山家は、280人以上の漁夫を雇い、14統以上で鯨漁業を実施する中で、いかにして経営を成り立たせたのであろうか。特に、鯨漁業衰退期においては、経営難に陥る危険性が強く、経営活動に工夫を要すると予想される。そこで、本章では衰退期、なかでも、5回の皆無漁を経験した1930年代における漁家経営を検討する(図1)。

(1) 広域鯨漁家経営の利点

1930年の高島郡における初の鯨皆無漁は、翌年には漁獲が見られ、一旦は立て直した。しかし、1935年、さらに翌年の1936(昭和11)年も高島郡の海に鯨は近寄らなかつた。2年続けて皆無漁を経験すると、経営は成り立たなくなる。高島郡のみに鯨漁場をもつ南家は、不漁への対策として、1936年4月16日に樺太行きを決行した。樺太行きによる利益は出たものの、結局、1936年をもって、南家は単独の鯨漁家経営を終えた⁵⁹⁾。

南家に対し、同時期、青山家はいかなる状況であったのだろうか。本節では、1935年、1936年の青山家の経営状況を見ていきたい。

鯨製品売上高と経費の差額に応じ、漁夫に支払われた手当を「九一金」と呼ぶ。九一金は、漁期の総漁獲高によって増減するため、各年の鯨漁業に関する経営状況がわかる指標

表4 九一金(1933年～1937年) (円)

年	場 所	水揚高	経費	差引	九一金
1933	元場・出張	20,223.34	5,882.19	14,341.15	651.87
	豊井・島萌	18,416.19	5,588.59	12,827.60	583.07
	雄冬	14,132.00	2,766.96	11,365.04	541.19
1934	元場・出張	12,764.11	3,072.47	9,691.64	440.53
	豊井・島萌	10,858.70	3,302.39	7,556.31	343.47
	雄冬	16,053.76	3,252.28	12,801.48	609.60
1935	出張	「本年度凶漁二付キ九一金ナシ」			
	豊井	「本年度凶漁二付キ九一金ナシ」			
	雄冬	18,616.00	2,233.90	16,382.10	819.11
	雄冬(生壳鯨分)	14,131.89	2,495.79	11,636.10	407.26
1936	祝津	「凶漁皆無九一金ナシ」			
	雄冬	「凶漁皆無九一金ナシ」			
1937	出張	11,731.10	2,162.41	9,568.69	455.65

資料：青山家資料866「昭和八年改 青山漁業部 若者九一金精算帳」。

となりうる⁶⁰⁾。「若者九一金精算帳⁶¹⁾」によれば、1935年の青山祝津漁場では、「本年度凶漁二付キ九一金ナシ」と記される。一方で、青山雄冬漁場では、1,226.37円の九一金が確保できた(表4)。この九一金は、祝津の漁場に行き渡ることではなく、雄冬の漁場で働いた漁夫や炊事婦のみに分配された⁶²⁾。「昭和六年三月 差引勘定帳」によれば、雄冬の漁夫には等級に応じて、1人当たり5円から28.8円の九一金に加えて、手当も1円から10円、特別手当として3人に30円支払われた。

4代目馨の葉書は、1935年における雄冬の豊漁を伝える。「此処はまだ初鯨程度ですが雄冬は大々漁をしました 棹の数拾一枚漁りました 雄冬は青山鯨と云はれ増毛管内水揚の式割は私共もの物で愉快です 此れだから一之勝敗はやめられませぬ⁶³⁾」。祝津の大凶漁に対し、雄冬は豊漁となり、馨は祝津と雄冬を行き来していた⁶⁴⁾。それに対して、南家は雄冬の様子を伝え聞いては、祝津の状況と比べていた⁶⁵⁾。青山家は、高島より北に位置する雄冬にも漁場を持っていたことが、1935年における高島の鯨皆無時に功を奏した。すなわち、漁場を分散することによって、不漁

をしのぐことができた。

しかしながら、1936年は、「北海道開拓以来の大々凶漁⁶⁶⁾」となった。「若者九一精算帳」には、祝津、雄冬漁場とも「凶漁皆無九一ナシ」とされる(表4)。前述の「昭和六年三月 差引勘定帳」にも、1936年は九一金が記されていない。たとえ漁夫に九一金を払えない場合でも、固定給の場合は、未払給料と帰りの旅費(1人当たり祝津漁場3円、雄冬漁場3.8円)を支給する約束であった。しかし、そのお金もままならない。切揚予定日(4月28日)までに半額乗車券の手続きをするよう、八戸在住の頭に依頼した⁶⁷⁾。幸いにも、続く1937(昭和12)年は祝津の出張漁場にて、9,568.69円の利益、455.65円の九一金があった(表4)。したがって、全ての漁場における凶漁、損失が連続しなかったため、青山家は鯨漁業を続けられたことが認められる。

(2) 新規事業

高島郡以外に雄冬でも1902年から鯨漁業を行っていたため、高島郡における鯨皆無時にも、雄冬の漁獲量で青山家は何とか利益を出した。そこが大規模鯨漁家の強みであったと言えよう。しかし、祝津漁場における鯨漁業の衰退に危機感を感じていたのか、1920年代後半から、他の事業にも手を出し始めるようになった。本節では、3代目、4代目がそれぞれ中心となって行った2つの新規事業について示す。

1) 缶詰工場

1934(昭和9)年には、3代目民治が中心となり、北日本缶詰製造所(水産加工部)を起ち上げた。鯨を中心として、鮭、蟹、トマトサーディン等さまざまな缶詰を製造した。生身欠鯨の缶詰は、北海道試験場の実地指導を受けたものである。民治は「北海道の主要産物たる鯨の食料化に付相当の犠牲をも辞せざる覚悟⁶⁸⁾」で取り組んだ。日清・日露戦争後から1920年代にかけて安価な大豆粕・硫酸

等の輸入肥料が普及する中⁶⁹⁾、魚肥の需要量も減少してきたことへの対処であった。

しかし、売上は思うように伸びなかった。生身欠鯨の缶詰の特長は、生身欠鯨を原料とし、乾燥身欠鯨の場合よりも栄養価が高い点である。そこで、「軍隊方面に努力次第に依っては相当需要のあるもの」と考え、「陸軍の之等関係筋に知己の御方御無之候哉」と陸軍関係者を紹介してもらった⁷⁰⁾。彼らや北海道庁、商店等に見本を送り、販路の開拓に精を出し⁷¹⁾、1939(昭和14)年まで種々の缶詰を販売した。

2) 浦河への進出

4代目馨もまた鯨漁業以外の道を考え始めていた。「此後は漁撈丈けでは事業としての興味がうすい様に思へて色々な事に手を染めて見ました 何か面白い事でもあったら御知らせ下さい⁷²⁾」と語り、1934年、北海道浦河町で鰯加工業を開始した。

しかし、この鰯加工業は順調に始まったわけではなかった。

1934年6月上旬に、浦河町の江藤氏と大分県の上野氏が共同で鰯旋網業を着業するにあたり、製造過程を引き受けないか、と馨のもとに打診がきた。鯨と同様に、鰯を釜で煮た物を搾り、干して肥料とする作業を馨は任された。ちょうど馨も「先年来釧路、十勝、日高方面の鰯旋網漁業に御目して居ったので⁷³⁾」、話に飛び乗った。前年は、景気の回復に加え、浦河を中心とした日高の沿岸一帯には鰯の群れが押し寄せた⁷⁴⁾。さらに、1930年には浦河港の開港、1935年には日高本線の開通によって、函館や札幌から浦河に資本や人がやってきた時代であった。

契約成立後すぐに浦河町へ馨が出張したところ、江藤の借地権内に土地はなく、土地を借入れるまで10日間かかった。「漁期半になって迷惑をかけてはならないと考へて拾参個の約束の鰯釜を一個増設して拾四枚にし約参千五百円位の設備費を投資して」上野の漁船

が漁夫と共に浦河港へ入港するのを待った⁷⁵⁾。しかし、7月を過ぎて上野は来ず、疑い始めた馨は、興信所に上野に関する調査を依頼した⁷⁶⁾。ようやく8月4日に陸廻りで上野が浦河町入りし、船は11日に浦河港へ着いた。ところが、「乗組員も僅に拾名」、「来た船を見ると昭和三年建造のぼろ船ぼろ網」と、全く話が違った。何とか鰯を獲り始めたものの、不安はつきない。1年後、釜場は良い物を準備したにもかかわらず、肝心の鰯が獲れないために、馨は「皮肉の歎を洩し」ながらも、「日高進出の第一歩此の位の困難はかくごの事に候へば今後を期待し」、上野が鰯を漁獲するのを待った⁷⁷⁾。その後、上野との契約を破棄し、青山家が主体となり、浦河漁業部として浦河に日高方面鰯漁業の拠点を置いた。他にも、稚内港から油鮫刺網漁業を始める等、根拠地を遠隔地へおき、漁獲場所・魚種を拡大していった。

V 漁夫雇用と経営の多角化—まとめにかえて

本稿では、北海道高島郡を拠点に、大規模な鰯漁業経営を行った青山家が、同地域の鰯漁業衰退期(大正・昭和初期)に、いかにして漁夫を集め、経営を続けたか、漁夫雇用と経営の多角化の面から考察した。これらの観点は、経営規模の違いが影響すると考えられ、本章では、前稿で扱った中規模鰯漁家の南家と比較しながらまとめる。

漁業権数の違いが必要な漁夫数の違いに反映されるため、大規模鰯漁家の場合、多くの漁夫が必要となる。青山家では、毎年300人程度の漁夫を雇入れた。したがって、南家のように1郡のみで漁夫を集めることは難しい。そのため、青山家は北海道、青森県、秋田県の複数かつ広域的な漁夫募集地域を有した。募集地域の範囲の広さは、募集方法も煩雑にする。南家は、1人の大船頭にすべて任せする方法で事足りた。一方、青山家は、11月から各地域の頭に口掛けを依頼し、その後、

募集従事者を出張させ、経営者も出張するといった、3段階の漁夫募集方法を実行した。募集地域が複数のため、頭も必然的に複数人存在し、さらにその下に幹部連が存在した。

しかしながら、青山家・南家においても、特定の地域から常に同じ漁夫の集団の出稼ぎは認められなかった。特に、不熟練労働者⁷⁸⁾の一般漁夫は入れ替わりが激しかった。「漁夫争奪戦」の時代、衰退する鰯漁獲地域においては、労働力確保は難事業であった。その方策として、青山家は年ごとに異なる募集活動を行った。南家も漁夫雇入れ方法を変えた。ただし、両家が講じた策は次のように異なる。

南家は、大船頭に一任していたものを、全体で損失となった年の翌年より、経営者自らも募集活動に加わった。ただ、この募集活動も1月から始めており、青山家に比すれば遅れていた。

青山家の活動は、11月末から始まり、途中、難問に遭遇した場合は、募集地域間で雇入れ漁夫数の調整を行った。募集従事者は担当地域の状況を、経営者や他地域の募集従事者に連絡し、実際に他地域へ向かう場合もあった。他にも、本稿では詳しく述べられなかったが、他漁家が動く前に契約をしようとして、募集従事者や経営者の出張日を早めることもあった。ただし、早めすぎた結果、最低給料が未決の場合や募集地域に人がいないため、契約が結べないこともあった。

このように青山家は、複数の漁夫雇用地域間において、鰯漁業実施に必要な漁夫数を調整する仕組みがうまく機能していた。II章2節で指摘した1916年⁷⁹⁾と1924年⁸⁰⁾の漁夫募集地域が異なったのは、募集地域間における調整の結果と考えられる。ところが地域間の調整が上手く機能した反面、同郷漁夫による集団の体制⁸¹⁾は、大きく崩れていったと言わざるを得ない。漁夫の人数調整を重視したが故に、地縁を活用した不正漁夫防止や連続

就労者の確保ができなかったと考えられる。漁場内で喧嘩が勃発し、新聞に報道される場合もあった⁸²⁾。青山家には、前金を受取ったにもかかわらず、働かない不正者が多く確認される⁸³⁾。それに対して南家では規模が小さいことが幸いして、こうした問題への対処は容易であった。

1930年に起こった高島郡における鯨皆無漁は、同地の鯨漁家に、これ以上鯨のみに頼っては難しいと感じさせた。鯨の豊漁を期待しながらも、新たな事業に挑戦するようになった。両家とも新たな事業を試み、鯨専業経営から多角的な経営へ転換した。

もっとも、その方法は異なった。南家は、高島や祝津の前浜で種々の他漁業に取り組み、樺太で購入した生鯨を高島で加工するといったように、漁業の拠点は高島郡に限られた。また、新規漁業への挑戦を、女性による湯屋業という安定した副業での収入が根底で支えた。

他方、青山家は事業の拠点を各地に置き、漁家経営をより広域的なものとした。青山家の他地域進出は、鯨が全く獲れなくなってからの対応ではなく、その前の金銭的にも余裕がある時に行くことで可能となった。鯨漁業衰退期には、漁場が分散されていたため、中規模鯨漁家のような被害はなかったが、さらに事業範囲を拡大する試みがなされた。

一般に漁業は、1日、1年ごとの変動が激しく、リスクをかかえている。これは、鯨漁業も同様である。ただし、鯨漁業は他の漁業と異なり、豊漁不漁といった変動はありながらも、隆盛期には、毎年、一定以上の漁獲があり、豊漁の時代が続いた。しかしながら、安定した鯨の漁獲を続けてきた地域にあっても、突如として鯨がこなくなり、不漁に陥るといふ、極めて差が激しい産業という本質も具えていた。高島郡では、その変化が大正から昭和初期に見られた。そうした転換期に各漁家が実際にどのように判断し、切り抜けて

きたかという課題について、本稿では漁家文書をもとに実証した。

『留萌漁業沿革史』において、相対的に不安定と評価された大規模鯨漁家も、多数の漁夫確保のために複数の募集地域を有し、調整を行っていたことや、早めの事業範囲の拡大からは、漁夫雇入れや漁業そのものに対し「保険」を念頭に置きながら経営していたと考えられる。従来、鯨漁家の経営は井勘定であったという評価が与えられていた。ところがこうした評価は、転換期の経営状況を検討した本稿の結果を踏まえれば、決して肯定できるものではないと言える。

なお、鯨漁家経営の盛衰史を論じる上では、鯨漁業の開始期、隆盛期についても実証する必要がある。しかし、衰退期こそ、他地域との関係や、漁家の知恵と工夫を最も鮮明に捉えられると考え、本稿では衰退期に焦点をあてた。開始期、隆盛期に関しては今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿の作成にあたり、北海道開拓記念館の皆様、北海道小樽市、増毛町、浦河町および大分県津久見市の方々に多大なご協力を賜りました。また、溝口常俊先生をはじめとする名古屋大学大学院地理学講座の先生方や院生の方々には多くのご指導、ご助言をいただきました。この場をお借りして心からお礼申し上げます。

なお、本稿の骨子は、日本地理学会2012年春季学術大会において発表した。本稿の作成には、平成22年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費：課題番号22・7549）の一部を使用した。

（名古屋大学環境学研究所・院生、
日本学術振興会特別研究員DC）

〔注〕

- 1) 本稿では、鯨が多く獲れることを「豊漁」、ほとんど獲れないことを「不漁」、全く獲れないことを「皆無」とし、豊漁が続いた時期を「隆盛期」、不漁が続いた時期を「衰退期」、皆無の年が続いた時期を「終焉期」と

- して論を進める。
- 2) 中西 聡『近世・近代日本の市場構造—「松前鮭」肥料取引の研究—』東京大学出版会, 1998。
 - 3) 古田悦造「近世近江国における魚肥転換と流通構造」人文地理42-5, 1990, 18-36頁。
 - 4) 中西 聡『海の富豪の資本主義—北前船と日本の産業化—』名古屋大学出版会, 2009。
 - 5) 山田志乃布「近世後期における港町の機能—松前地江差を事例として」歴史地理学38-1, 1996, 48-61頁。
 - 6) 会田理人「昭和戦前期の樺太ニシン漁—1933~1935年における湾内地方不漁対策を中心に—」(北海道開拓記念館編『北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史—北方文化共同研究報告—』2010), 81-102頁。
 - 7) 服部垂由未「大正・昭和初期の鯨漁業の衰退にともなう漁家経営の変容—北海道高島郡南家を事例に—」人文地理63-4, 2011, 303-323頁。
 - 8) 北海道全域での鯨漁家数や漁業権数は、大小さまざまであり、変化も激しいため把握することは難しい。唯一、1931年の北海道全域における定置網漁家をまとめたものとして、北海道庁産業部水産課による「鯨定置漁場漁獲高調」がある。今田光夫は、この資料をもとに各地の漁家を整理し、代表的な鯨漁家経営者の歴史を追った。しかし、資料から名前が消える家や経営難に陥り夜逃げ同前に去る家が多く、現在まで続く家は極僅かであるといった理由により、鯨漁家の動向は十分につかめられていない。今田光夫『ニシン漁家列伝—百万石時代の担い手たち』幻洋社, 1991。
 - 9) 関 秀志・桑原真人・大庭幸生・高橋昭夫『新版 北海道の歴史下 近代・現代編』北海道新聞社, 2006, 119-120頁。
 - 10) 『留萌漁業沿革史』における中間層の漁民(1~2統の鯨定置網を所有する小規模資本家)が、中規模鯨漁家に相当すると考える。
 - 11) 今田光夫によれば、1918年の「漁家番附」に82の鯨漁家が明記されている。前掲8)。
 - 12) 鯨漁業では、他漁業と異なり、ほとんど全ての労働力源を出稼ぎ者に依存した。近藤康男・梶井功『日本漁村の過剰人口』東京大学出版会, 1956, 128-129頁。
 - 13) 続く昭和恐慌以後、「恐慌により出稼ぎ口が急減し、出稼ぎ人には不利な需給関係へ展開した」とする。玉真之助「戦前期の漁業出稼ぎと青森地方職業紹介事務局」市史研究あおもり2, 1999, 1-21頁。
 - 14) 服部垂由未「明治・大正期における北海道鯨漁出稼ぎ漁夫の動向—菊地久太郎の出稼ぎ記録より—」歴史地理学49-5, 2007, 54-68頁。
 - 15) 山田 健「礼文島における鯨定置漁業権と漁場図の変遷」北海道開拓記念館調査報告21, 1982, 37-74頁。
 - 16) デヴィッド・ハウエル著、河西英通・河西富美子訳『ニシンの近代史—北海道漁業と日本資本主義—』岩田書院, 2007。David L. Howell, *Capitalism from Within: Economy, Society, and the State in a Japanese Fishery*, University of California Press, 1995。
 - 17) 高島郡は、1902年に高島村が祝津村を合併し、1郡1村の郡となり、1922年の町制施行により高島町と変り、1940年には隣接する小樽市の一部となった。
 - 18) 松前藩は蝦夷地の沿海を、一部を藩の直領とし、他を家臣に知行地として割り当て、交易権を知行主に与えた。知行主が交易できる範囲を商場もしくは場所と言う。
 - 19) 権利の集約過程については、祝津を対象とした山田健の一連の研究に詳しい。たとえば、山田 健「北海道高島地方における鯨漁業の成立」(桑原真人編『北海道の研究 第6巻近・現代篇Ⅱ』清文堂出版, 1983), 160-207頁。
 - 20) 高橋石雄『青山家小史』小鷹印刷, 2003。
 - 21) 山田 健「明治前期高島郡祝津村青山家における鯨建網漁場の集積過程(1)」北海道開拓記念館調査報告36, 1997, 3-34頁。山田健「明治前期高島郡祝津村青山家における鯨建網漁場の集積過程(2)」北海道開拓記念館調査報告37, 1998, 3-36頁。
 - 22) 宇都宮万里『郡来—青山漁家—』私家版, 1985。
 - 23) 青山家の漁業権は、1951年9月漁業制度改

- 革により漁業権が消滅するまで存続した。山田 健「高島郡祝津村青山家における鯉建網漁場の変遷過程—行成網漁場から角網漁場への転換期を中心として—」北海道開拓記念館研究報告19, 2006, 1-50頁。
- 24) 後に、雄冬の番屋は高橋家に譲渡し、鯉漁業終焉後には高橋旅館として使用されるが、1984年焼失し、現在は番屋風のコミュニティセンターとして再建、活用されている。
- 25) 三浦泰之「青山家の一年—1916(大正5)年の漁場経営とその周辺をめぐる—」北海道開拓記念館研究報告19, 2006, 51-70頁。
- 26) 青山家資料の文書目録は現在作成中であり、文書の目録番号は、仮番号を有するものののみ付記する。
- 27) 北海道開拓記念館『鯉漁場からみた北海道の近現代史—鯉漁場親方青山家資料の分析をとおして—』北海道開拓記念館研究報告19, 2006。
- 28) 便箋複写簿(葉書複写簿)は、薄紙と便箋(葉書)が交互に綴じられた帳面で、間にカーボン紙をはさみ、薄紙に書くことで便箋(葉書)に謄写される。三浦泰之・小林真人「史料紹介 青山家文書『便箋複写簿』」北海道開拓記念館調査報告38, 1999, 33-92頁。山田伸一「歴史史料としての書簡の可能性—青山家資料の整理作業から—」北海道開拓記念館研究報告19, 2006, 153-160頁。
- 29) 前掲27)。
- 30) 前掲25)。
- 31) 寺林伸明「北海道の鯉漁業における出稼構造と漁夫募集—明治中期以降の水産調査と小樽・青山家を例として—」北海道開拓記念館研究報告19, 2006, 71-106頁。
- 32) 浅野敏昭「川内家文書に見る複数年雇用の漁夫について」余市水産博物館研究報告9, 2006, 1-18頁。浅野敏昭「中村家文書に見る漁夫雇用について」余市水産博物館研究報告10, 2007, 1-36頁。
- 33) 前掲7)。
- 34) 前掲7), 309頁。
- 35) まとまった雇用漁夫に関する資料は、1920～1925年分の「漁夫募集帳」のみだが、他の資料を用いれば、1926年以降についても傾向を見出すことは可能となる。青山家資料689～694, 1615～1616「漁夫募集帳」。
- 36) 前掲31)。
- 37) なお、全域における1年のみ就労者1193人、2年就労者237人、3年就労者96人、4年就労者48人、5年就労者26人である。北海道内の漁夫については、1924年以外の5年間で最長期間であり、1人のみであった。
- 38) 青山家資料1934「便箋複写簿第卅四号」1921年11月26日付。
- 39) 1921年12月23日に青山漁場が募集従事者(佐藤弥惣治)へ宛てた書簡には、明春の鯉漁業で戸田、石橋、藤谷を「船頭」として雇うように指名がなされた。青山家資料1935「便箋複写簿第卅五号」。
- 40) 青山家資料1149「葉書複写簿第貳拾五號」1921年12月21日付、石橋福松宛。
- 41) 募集従事者は、青山家の家族もしくは鯉漁期中の漁場監督となる者。青山家資料17「明治二十九年三月 諸願届書綴」所収「労務者募集許可願」。
- 42) 青山家資料「書簡」1922年1月3日付、青山民治差出、青山政吉宛。
- 43) 前掲40), 1922年1月6日付、青山民治宛。
- 44) 前掲31)。
- 45) 青山家資料1936「便箋複写簿第卅六号」1922年1月24日付、青山政吉差出、戸田仁太郎・石橋市太郎・藤谷松太郎・石橋福松宛。
- 46) 3月1日に出帆予定であったが、2日に変更となったことを、山本郡の責任者(熊谷石五郎)が2月28日の時点で政吉に連絡している(青山家資料「葉書」1922年2月28日付、熊谷石五郎差出、青山政吉宛)。
- 47) 青山家資料699「大正拾参年度 函館在出張諸経費精算募集関係」。
- 48) 青山家資料695「大正十二年若者募集経費」。
- 49) 前掲47)。
- 50) 前掲48)。
- 51) 青山家資料1942「便箋複写簿」1924年1月12日付、高山伊三郎差出、川村沢蔵宛。
- 52) 前掲35)。なお、1926(大正15)年以降も亀

- 田郡から漁夫は来た。
- 53) 九一金とは、漁期の総漁獲高に応じて漁夫に支払われた賞与金である。大船頭（および船頭）が漁夫の働き具合を査定し、提示した等級に応じて各漁夫に配分した。漁獲高に対する配当率や各漁夫への配分率などは、地域や年代、漁場によっても異なっていた。林昇太郎「青山漁場の『九一』資料」北海道開拓記念館調査報告38, 1999, 19-32頁。
- 54) 青山家資料「書簡」1922年12月3日付、熊谷石五郎差出、青山民治宛。
- 55) 青山家資料1938「便箋複写簿 第39号」1922年12月7日付、青山民治差出、松岡清八郎宛。
- 56) 前掲48)。
- 57) 青山家資料「書簡」1922年11月27日付、青山綴夫差出、青山民治宛。
- 58) 氏名、住所（字名まで）、生年月日が完全に一致する者をここでは抽出した。
- 59) 前掲7)。
- 60) 九一金の記録は、経営者が漁夫に支払う金額を少なくするために、過少記載の場合も存在する。しかしながら、純利益の経年的な傾向を判断するには最適と考え、本稿では取り上げる。
- 61) 青山家資料866「昭和八年改 青山漁業部 若者九一精算帳」。
- 62) 漁夫への給料、旅費、手当、前金、立替金等の支払い記録が「差引帳」である。祝津の4番屋に従事した漁夫に関する「差引帳」において、1935年は九一金が支払われていない（青山家資料「昭和四年第巻月 差引帳」, 「昭和九年春五月吉日 豊井島萌差引帳」)。他方で、1935年も九一金が記された「昭和六年三月 差引勘定帳」には、裏表紙に「雄冬 青山漁場」と記され、「昭和拾年度前金貸附帳 雄冬青山漁業部」（青山家資料745「精算書」）の漁夫と一致することから、雄冬漁場の漁夫のみに九一金が払われたと判断する。
- 63) 青山家資料1391「葉書複写簿」1935年4月2日付、青山馨差出、伊藤繁太宛。
- 64) 「今年鯨の大凶漁に再會しましたので雄冬の漁場などへとび歩いて居た」（青山家資料1946「手紙N2」1935年5月7日付、青山馨差出、川崎毅一宛。
- 65) 「青山雄冬ノ漁場デハ、歩方ト元場トニテ各一杵ツツ取り、一函三円八十銭也ノ売却ノ由話アリタリ」1935年3月30日付、「青山ノ雄冬ノ漁場ハ昨夜共四ヶ統ニテ二杵ツツ計八杵収穫ノ由、小生方面ハ鯨模様ナシ」1935年3月31日付、(北海道立文書館所蔵、南弥太郎家文書「当用日記」B35/215)。
- 66) 青山家資料1949「漁業関係」1936年4月21日付、青山民治差出、戸田仁太郎宛。
- 67) 前掲66)。
- 68) 青山家資料1946「手紙N2」1934年11月17日付、青山民治差出、梶原伸治宛。
- 69) 坂口 誠「近代日本の大豆粕市場—輸入肥料の時代—」立教経済学研究57-2, 2003, 53-70頁。
- 70) 前掲68)。
- 71) たとえば、前掲68), 1934年11月28日付、青山民治差出、北海道庁物産幹旅行東京事務所宛。
- 72) 青山家資料1124「要用雑信」1934年8月19日付、青山馨差出、三村司宛。
- 73) 前掲72)。
- 74) 浦河漁業組合編『浦河漁港大観』浦河漁業組合（非売品）、1934。
- 75) 前掲72)。
- 76) 上野の子孫への聞き取りによれば、上野は、実際に大分県北部郡四浦村（現、津久見市）において勢力をもつ網元であった。
- 77) 青山家資料1393「要用雑信」1935年8月24日付、青山馨差出、佐藤長治宛。
- 78) 鯨漁業の出稼ぎは、技術の不要な「単純型出稼ぎ」の代表例に挙げられる。中村周作「出稼ぎ者の移動行動と輩出構造—兵庫県浜坂町久斗山地区の事例—」人文地理52-2, 2000, 1-18頁。また、鯨漁業出稼ぎ経験者によれば、尋常高等学校を卒業後15歳の未経験者であっても、農家であっても、櫓を漕ぐ力と網を曳く力があれば、働くことができたという。ただし、そうした単純型出稼ぎの中にあっても、役職者になるには、経験と技術が必要となる。すなわち、漁夫

の中に、不熟練労働者の一般漁夫と、熟練労働者の役職漁夫の二分化が確認できる。

- 79) 前掲25)。青山家は、1914年の時点で山本郡漁夫募集員組合の組合員になっており、秋田県山本郡から漁夫を募集することは可能であった。よって、1916年はあえて山本郡から漁夫を募集しなかったと考えられる。なお、松岡清八郎（八森村）、藤田石五郎（沢目村）も山本郡側の組合員として登録されている（北海道立文書館所蔵、南弥太郎家文書「組合格約並二組合員住所氏名録」B35/340(2)）。

80) 前掲31)。

- 81) 根本直樹「函館における都市化と出稼労働者との相互関連性—歴史的ネットワークの視点を通して—」地域史研究はこだて31, 2000, 22-51頁。

82) 青山家雄冬漁場における「漁夫の喧嘩（加害者は山本のもの）」『秋田魁新報』1913年4月12日。

- 83) たとえば大正10年度の青山家祝津漁場では、8人逃走し、20人は「自今雇用不可ノモノ」であった。青山家資料869「大正拾年度 使役漁夫成績調書」。

Employment and Diversification by a Large-scale Herring Fishery Household
in the Taisho and Early Showa Era: A case study of the Aoyama Family
in Takashima-gun, Hokkaido

HATTORI Ayumi

Herring fishing has played an important role in the economy of Hokkaido in modern times. This paper is a research piece which considers the ups and downs of the herring fishing in depth. The volume of the catch has varied and the timing of change in herring hauls has differed by region. The herring fishery in Takashima-gun changed dramatically during the Taisho and early Showa eras. To clarify the fishery management activity in the Taisho and early Showa eras, when herring had a poor haul, this paper focuses on the actions of herring fishers with special reference to the records of the Aoyama family, which was performing large-scale fishery management in Takashima-gun. There are two points to consider in herring fishery management in the Taisho and early Showa eras: The first was the employment of many fishermen, the second was measures to counter poor catches.

Many herring fishery laborers were migrant workers. They did not work in the same fishery every year, but moved to other fisheries which gave them better conditions. The key concern in fishery management, therefore, was whether a sufficient supply of excellent migrant workers could be gathered. In the case of a large-scale herring fishery household, many fishermen were needed. The Aoyama family employed about 300 fishermen every year. It was difficult to gather fishermen in only one area, so it had plural and broad-based recruitment areas.

The wide-ranging recruitment activity areas made the method complicated. Recruitment activities started at the end of November. The family carried out three stages to recruit fishermen. Firstly the family asked each local leader to make a verbal promise with them. Subsequently, the recruiters went to the areas to employ them. Finally, the manager went too. When the minimum wage was set high in one area, the family stopped recruiting fishermen from there and recruited them from other areas. They adjusted the number of fishermen in all areas when a difficult problem occurred, but it was hard to prevent unjust people and make them work at the fishery every year by their territorial bond, because it meant adjusting the number of fishermen.

Since the Aoyama family had already performed broad-based management during the period of herring fishery decline, there was hardly any damage to middle-class herring fishery households. The family, however, had a sense of impending crisis. Tamiji (the third) founded a cannery. Kaoru (the fourth) established sardine processing industries in Urakawa-cho with a landowner there and with a fisherman from Oita prefecture. In addition, he set up a shark fishery based in Wakkanai Port. A large-scale herring fishery household strove to maintain the family by establishing a distant bases, extending the fishery scope and species of fishes, while a middle-scale herring fishery household performed multidirectional management based in Takashima-gun.

Key words: herring fishery, fishery household management, migrant worker, Hokkaido, the Taisho and early Showa era